

2020(R2)シカ年度 エゾシカ捕獲事業計画(確定版)

2020(R2)シカ年度 エゾシカ捕獲事業計画(遺産地域内) (確定版)

1. 目的

エゾシカの個体数調整を実施することにより、知床国立公園および知床世界自然遺産地域におけるエゾシカの過増加による生態系への深刻な悪影響の緩和を図る。

2. 事業実施場所

知床岬地区、羅臼町ルサー相泊地区、斜里町幌別ー岩尾別地区

3. 事業実施期間

令和 2(2020)年 12 月～令和 3(2021)年 5 月

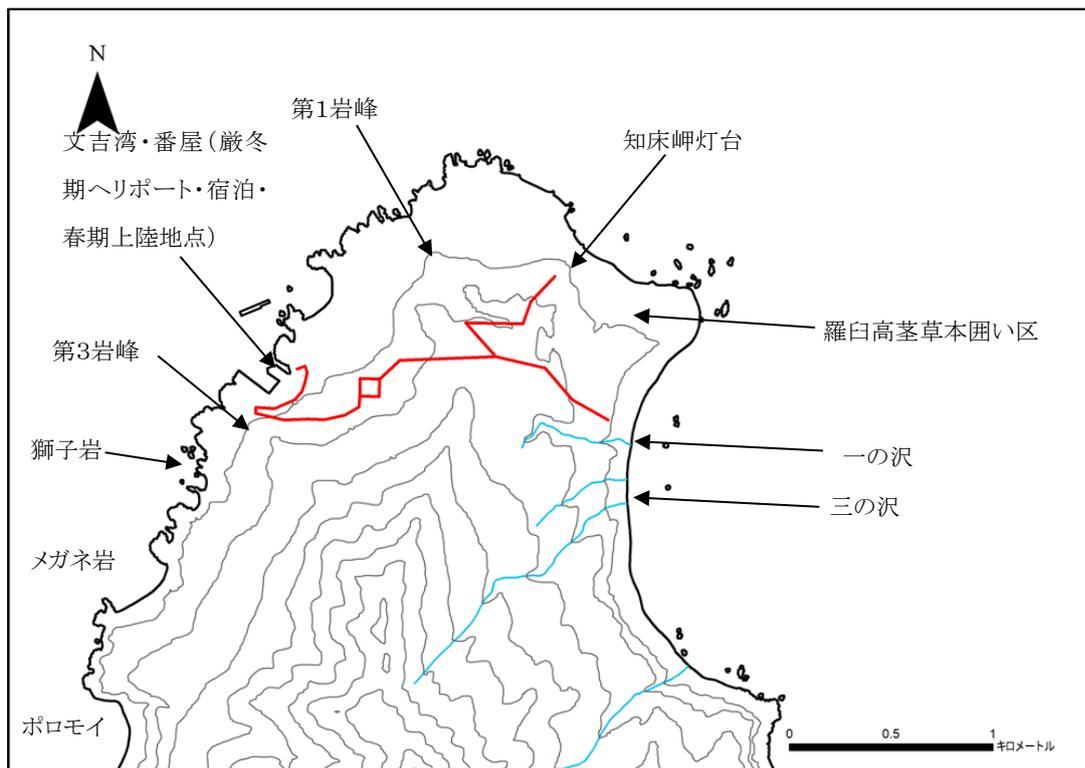
4. 事業内容

(1)知床岬地区

これまでの対策結果によりエゾシカの低密度化が進み、捕獲効率が低下している知床岬地区(位置図 1)等において、より低コストでエゾシカの低密度状態を維持するための新たな個体数調整手法について必要な情報の収集・検討を行う。今冬はシカ捕獲の実施を見送り、海明け後のみ実施する。

①. 海明け後 船捕獲(小規模隊 日帰り) (2018(H30)シカ年度に近いパターン)

- ・ 5 月～6 月に 4 回程度、日帰りで捕獲を実施する。人員規模は射手 1～2 名、補助員も含め計 3 名程度とする。捕獲手法は、待ち伏せ狙撃や忍び猟とする。捕獲目標頭数は 10 頭。
- ・ 捕獲したエゾシカは搬出を基本とし、一部個体については指定管理鳥獣捕獲等事業計画に基づいて残置を試行する。



位置図 1. 知床岬先端部 (赤線が捕獲補助用の仕切柵).

(2)ルサー相泊地区

羅臼町のルサー地区～相泊地区の位置図 2 の箇所において、以下のとおりエゾシカの捕獲を行う。実施に当たっては、地域住民や漁業者その他との軋轢を生じないよう配慮し、必要に応じて除雪を行う。捕獲目標頭数は計 55 頭。

①くくりわなによる捕獲(相泊地区およびルサー地区、昆布浜地区等)

以下のとおり、位置図 2 の①の箇所において、くくりわな 18 基程度によりエゾシカを捕獲する。なお、今シカ年度は、昨シカ年度の捕獲実施箇所に加え、ルサー川中流およびアィドマリ川右岸台地上においても捕獲を実施する。わな付近でヒグマの活動が確認された場合は、一旦捕獲を中止する。捕獲目標頭数は 30 頭。

- ・12月～3月の間、くくりわな周辺に乾草ブロックによる餌付け(わな 1 回あたり 3kg 程度、計 20 回程度)を行い、エゾシカを誘引する。
- ・捕獲したエゾシカは電気等による止め刺し後、原則として無償で利活用施設に引き渡す。(捕獲手法等の関係からこれまで捕獲したエゾシカは利活用できないケースが多かったが、今シカ年度は新たな利活用施設への引き渡しを試行予定)

②道道における流し猟式シャープシューティングによる捕獲

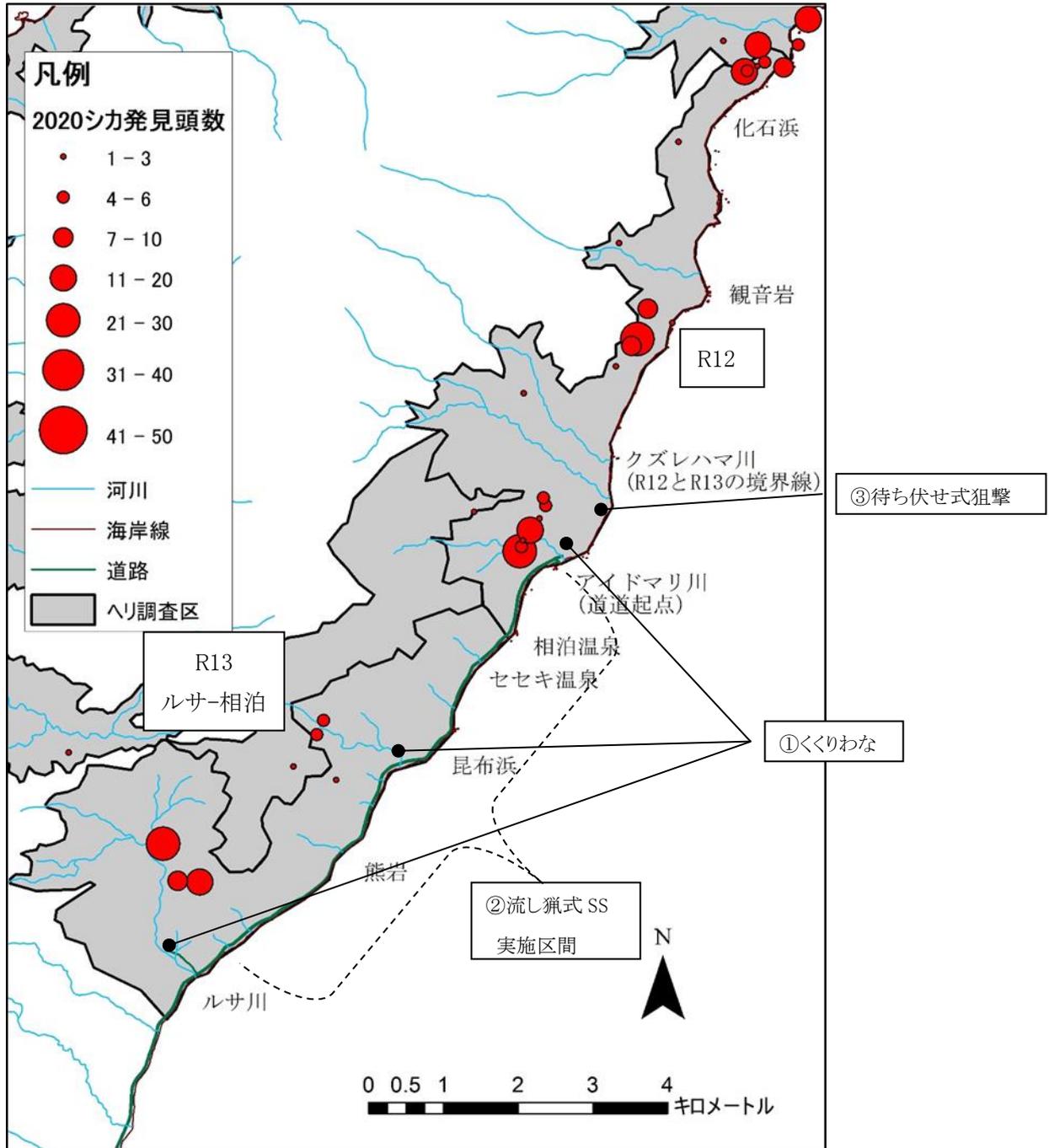
以下のとおり、位置図 2 の②の区間において、流し猟式シャープシューティングによるエゾシカ捕獲を行う。なお、この捕獲において、銃猟時間を日没後 1 時間延長(日没時銃猟)して実施する予定。捕獲目標頭数は 20 頭。

- ・道道知床公園羅臼線のうち北浜～相泊の約 7.4km 区間において、3～4 月に射手 1 名程度でライフル銃によるエゾシカ捕獲作業を実施する。
- ・3 月～4 月に計 5 回程度捕獲作業を実施する。道路沿いに 7 箇所程度の餌付け箇所を設定し、乾草ブロックによる餌付け(初回のみ 15 kg 程度、2 回目から各所 5 kg 程度、計 15 回程度)を行う。
- ・捕獲実施日時については事前に関係機関や住民に周知する。
- ・捕獲実施に当たっては道路管理者と協議し、道路を通行止めとした上で、十分な安全管理体制を整備して実施する。
- ・捕獲したエゾシカは速やかに回収し、原則として無償で利活用施設に引き渡す。

③待ち伏せ式狙撃

以下のとおり、位置図 2 の③の箇所において、待ち伏せ式によるエゾシカ捕獲を行う。捕獲目標頭数は 5 頭。

- ・崩浜南方(アィドマリ側 300m 岬寄り付近～クズレハマ川間)において、銃によるエゾシカ捕獲作業を実施する。
- ・4 月上旬から積雪状況に応じて馴化・餌付けを開始する。(積雪がない場合、誘引が見込めないため餌付けを中止)
- ・4 月～5 月の間に週 1 回程度、計 5 回程度捕獲を実施する。



位置図2. ルサー相泊地区における2020年2月25日～29日航空カウント調査時のエゾシカ発見位置と2020(R2)シカ年度シカ捕獲実施予定箇所

(3) 幌別-岩尾別地区

斜里町幌別及び岩尾別地区の位置図3の箇所において、以下のとおりエゾシカの捕獲による個体数調整を行う。捕獲目標頭数は計 60 頭。

①仕切柵を用いた囲いわな式捕獲(岩尾別台地上)

位置図 3 の①の箇所に設置されている大型仕切柵を囲いわなとして使用し、エゾシカを捕獲する。仕切柵付近においてヒグマの活動が確認された場合は捕獲を一旦中止する。捕獲目標頭数は 5 頭。

- ・捕獲用扉付近において 1～3 月までの期間に乾草ブロックによる給餌(1回 30kg 程度、計 5 回程度)を行う。
- ・期間中 2 回程度捕獲作業を行う。捕獲したエゾシカは銃等による止め刺し後に搬出し、原則として無償で利活用施設に引き渡す。
- ・仕切柵内外のエゾシカの誘引状況を観察するための自動撮影カメラを 5 台程度設置する。

②くくりわなによる捕獲(幌別川河口周辺、プユニ岬周辺等)

くくりわな計 20 基程度によりエゾシカを捕獲する。わな付近でヒグマの活動が確認された場合は、捕獲を一旦中止する。捕獲目標頭数は 20 頭。

- ・1～3 月までの期間、幌別地区(位置図 3 の②)に、くくりわなを 20 基程度設置する。
- ・わな周辺において給餌(各わな 1 回 3kg 程度、計 15 回程度)を行う。
- ・わな周辺にエゾシカの誘引状況を観察するための自動撮影カメラを 3 台程度設置する。

③岩尾別における待ち伏せ式誘引狙撃による捕獲

岩尾別川河口付近右岸および岩尾別台地上(位置図 3 の③)において、待ち伏せ式によるエゾシカ捕獲を行う。なお、この捕獲の内、岩尾別台地上において銃撃時間を日没後1時間延長(日没時銃撃)して実施する予定。付近でヒグマの活動が確認された場合は、一旦捕獲を中止する。捕獲目標頭数は 25 頭。

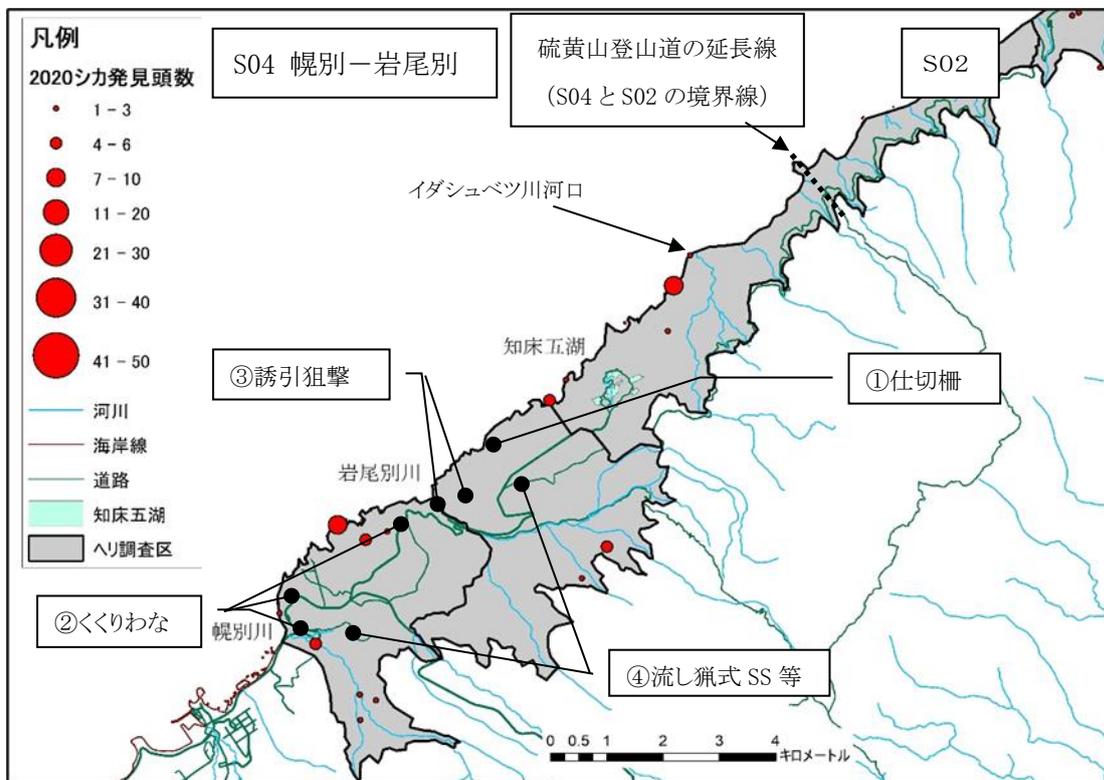
- ・1～3 月までの期間、岩尾別橋から岩尾別川河口へ至る通路沿線及び岩尾別台地上において、給餌(4 か所程度、各箇所 1 回 15kg 程度、計 10 回程度)を行い、計 8 回程度ライフル銃によるエゾシカの捕獲を行う。
- ・4 月に、岩尾別台地上において、給餌(3 箇所程度、各箇所 1 回 15kg 程度、計 5 回程度)を行い、計 5 回程度ライフル銃によるエゾシカの捕獲を行う。
- ・スマートディア対策のため、少数のエゾシカが誘引されている餌付け箇所において、ブラインドの内部やハイシート(3 か所程度)の内部や陰等から狙撃して全頭を捕獲することを目指す。
- ・多数が誘引され、全頭捕獲が困難と予測された場合は射撃を行わない。
- ・捕獲したエゾシカは速やかに回収し、原則として無償で利活用施設に引き渡す。
- ・捕獲実施に当たっては、事前に関係機関や隣接地住民等への連絡等を行い、周知を図る。
- ・実施区間に監視員を配置する等により車両及び人の往来がないようにする。

⑤しれとこ 100 平方メートル運動地内における流し猟式SS・待機狙撃等による捕獲

※2021 (R3)シカ年度

幌別台地上及び岩尾別台地上のしれとこ 100 平方メートル運動地内の作業道沿い(位置図 3 の④)において、流し猟式シャープシューティング、待機狙撃および忍び猟等によるエゾシカ捕獲を行う。捕獲目標頭数は計 10 頭。

- ・実施期間は 6 月、ライフル銃による捕獲(週 2 回程度、計 6 回程度)を実施する。
- ・実施日時について事前に関係機関等に連絡を行う。
- ・捕獲実施に当たっては、事前に作業道上の実施区間を巡回するとともに、実施区間の両端に監視員を配置し、車両及び人の往来が無いようにする。
- ・捕獲したエゾシカは速やかに回収し、原則として無償で利活用施設に引き渡す。



位置図3. 幌別ー岩尾別地区における 2019 年 2 月 25 日～29 日航空調査時のエゾシカ発見位置と 2020 (R2)シカ年度の捕獲実施予定箇所

北海道指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)
(令和2年10月14日から令和3年7月31日まで)
令和2年10月13日策定

1 背景及び目的

平成17年7月に知床半島が世界自然遺産に登録されたことを受けて、北海道では平成19年より林野庁、環境省とともに「知床半島エゾシカ管理計画」を策定、1980年代初頭の植生を回復させることを当面の目標とし、高密度状態にあるエゾシカの個体数調整を含めた管理に取り組んでいる。現在、知床半島におけるエゾシカの個体数は全体的に減少傾向にあるが、知床岬地区など一部の遺産地域では依然として高密度状態が続いており、さらなる管理の推進が望まれる。また、個体数調整により生息密度を目標とする密度までさらに低下させ、維持するためには、従来とは異なる捕獲手法の導入を検討する必要がある。

以上の状況を踏まえ、エゾシカの個体数調整をより効果的かつ効率的に実施するため、本計画では「北海道におけるエゾシカ夜間銃猟実施に関する指針」(北海道)及び「ニホンジカ捕獲個体の放置に係るガイドライン」(森林総合研究所)の両ガイドラインに沿って、一部地域において夜間銃猟及び捕獲個体の放置を試行するとともに、その効果検証を行い、より適切な管理手法の確立を図る。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ(エゾシカ)

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

| 実施区域名 | 実施期間 |
|--------------------|--|
| 幌別ー岩尾別地区 (斜里町) | 令和2年10月14日～令和3年7月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和3年1月1日～令和3年6月30日(111日間程度) |
| ルサー相泊地区 (羅臼町) | 令和2年10月14日～令和3年7月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和2年12月1日～令和3年6月30日(110日間程度) |
| 知床岬地区 (斜里町・羅臼町) | 令和2年10月14日～令和3年7月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和3年2月1日～令和3年5月31日(8日間程度) |

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

| 実施区域名 | 住所等 | 選定理由 | 他法令等 |
|----------|------------------|--|--|
| 幌別一岩尾別地区 | 斜里郡斜里町 | 本地区では平成 23 年度以降、継続的に個体数調整が行われており安全確保等、十分な知見を得られている。一方で、捕獲が日中に限られる等の課題があることから、日没後1時間程度まで銃猟時間を延長して行うこと(夜間銃猟)がより効果的と考えられる。 | 「知床世界自然遺産地域管理計画」(北海道知床世界自然遺産条例)、「知床半島エゾシカ管理計画」(鳥獣保護管理法)、「知床国立公園知床生態系維持回復事業計画」(自然公園法)の各計画対象地域 |
| ルサー相泊地区 | 目梨郡羅臼町 | 本地区では平成 24 年度以降、流し猟式シャープシューティングが行われており安全確保等、十分な知見を得られている。一方で、捕獲が日中に限られる等の課題があることから、日没後1時間程度まで銃猟時間を延長して行うこと(夜間銃猟)がより効果的と考えられる。 | |
| 知床岬地区 | 斜里郡斜里町 目梨郡羅臼町 | 本地区では、早急に管理を実施する必要がある地域(特定管理地区)として、主に銃を用いた捕獲による個体数調整を 10 年以上にわたり行われている。一方で、捕獲を実施可能な期間が短いこと、船舶等による移動であることから乗員人数に制限があること、回収作業に多大な時間を要すること等の課題があることから、捕獲個体の放置を行うことで効率化が見込まれる。 | |

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

| 実施区域名 | 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 |
|------------------------------|----------------|
| 幌別一岩尾別地区 ルサー相泊地区 知床岬地区 | ニホンジカ 200 頭 |

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

| 実施区域 | 使用する猟法 | 捕獲等の規模 |
|----------|---|--------------------------------------|
| 幌別－岩尾別地区 | 銃猟(夜間銃猟を含む誘引捕獲を想定)及びわな猟(くくりわな及び囲いわなを想定)。なお、具体的には受託者との調整の上で決定する。 | 銃猟 21 日程度 くくりわな 20 基程度／囲いわな 1 基程度 |
| ルサー相泊地区 | 銃猟(夜間銃猟を含む誘引捕獲を想定)及びわな猟(くくりわなを想定)。なお、具体的には受託者との調整の上で決定する。 | 銃猟 20 日程度 わな 20 基程度 |
| 知床岬地区 | 銃猟及びわな猟(くくりわな及び囲いわなを想定)。なお、具体的には受託者との調整の上で決定する。 | 銃猟 8 日程度 くくりわな 60 基程度／囲いわな 1 基程度 |

② 作業手順

| |
|---|
| <p>【事前調査の実施】 生息状況の確認及び給餌への誘引状況を確認する。</p> <p>【関係者との調整】 関係機関(振興局、自治体、道路管理者、警察等)との協議や利害関係者との合意形成を図るとともに、捕獲に必要な各種手続きを行う。</p> <p>【捕獲等の実施】 本計画及び「北海道におけるエゾシカ夜間銃猟実施に関する指針」に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者に事業を委託し、捕獲等を実施する。</p> <p>【安全管理】 受託者が策定する安全管理規定の遵守について適切に監督するとともに、関係機関等との連絡体制の構築及び地域住民等への周知を図りながら、安全管理の徹底に努める。</p> <p>【捕獲等をした個体の回収・処分方法】 幌別－岩尾別地区及びルサー相泊地区において捕獲をした個体は、原則全頭回収し、食肉及びペットフード等の有効活用を最大限図るものとし、それ以外の個体は適切に処分する。 知床岬地区において捕獲をした個体は、下記(3)の内容のとおり、「ニホンジカ捕獲個体の放置に係るガイドライン」に沿って、地域の生態系及び人への影響を十分配慮した上で放置を行うものとし、状況に応じて捕獲個体の適切な処分も検討する。</p> <p>【捕獲情報の収集・評価】 受託者から、捕獲日時、捕獲数(雌雄別)、捕獲場所や目撃数の他、捕獲作業時間等の情報を収集し、専門家等の意見を踏まえ、事業の評価を行う。</p> |
|---|

(2) 夜間銃猟に関する事項

① 夜間銃猟をする必要性

幌別－岩尾別地区においては平成 23 年度以降、積雪が増す時期に海岸付近に集中するエゾシカ群の個体数調整を実施しており、平成 29 年度より同地区岩尾別台地上の森林内においてハイシートを用いた待ち伏せ狙撃等が行われている。また、ルサー相泊地区においては平成 24 年度以降、12～4 月にかけて海岸沿線の斜面に集中するエゾシカの群を効果的に捕獲する手法として、流し猟式シャープシューティングが行われている。

両地区ともに、エゾシカの集中する期間が限られており、その期間において計画に基づく捕獲目標頭数を達成しなくてはならず、また、これまでの捕獲事業の進展に伴い捕獲効率の低下等の課題も生じている。

これらを踏まえ、さらに効果的かつ効率的な捕獲を進め、エゾシカの適切な個体数管理に資するために、通常日没までとされている銃猟可能時間を、エゾシカの出没頻度が高まる日没後 1 時間程度まで延長する必要がある。

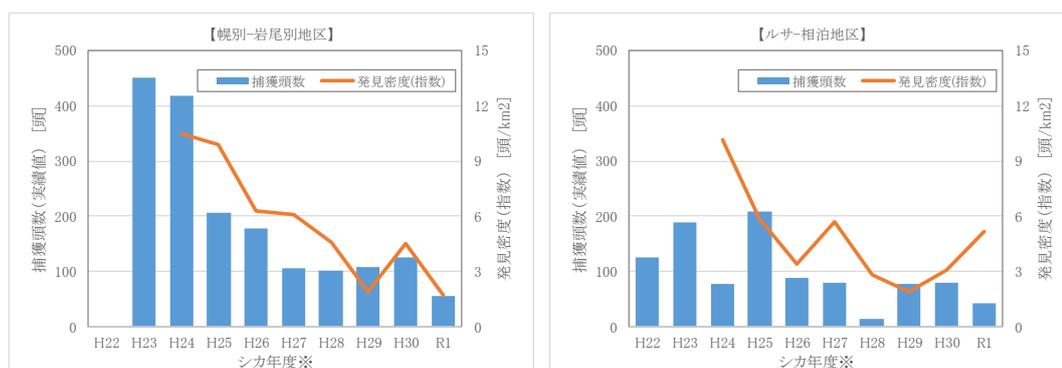


図 6(2). 各地区におけるエゾシカ捕獲状況と航空カウント調査結果の推移(直近 10 年間)
※シカ年度は 6 月から翌年 5 月までの期間をいう。

表 6(2). 岩尾別台地上における夜間銃猟による捕獲機会(見込数)及び最大確認頭数

| 捕獲作業 | 作業時間 | 予定地点① | | 予定地点② | |
|------------|------|-------|------|-------|------|
| | | 捕獲機会 | 確認頭数 | 捕獲機会 | 確認頭数 |
| ～日没まで | 3 時間 | 1 回 | 3 頭 | 1 回 | 2 頭 |
| ～日没後 1h 延長 | 4 時間 | 4 回 | 10 頭 | 3 回 | 6 頭 |

※現地自動撮影カメラ調査結果(令和 2 年 2 月 20 日～3 月 18 日)より

※捕獲 6 回あたりで見込み数を算出

② 銃猟可能時間の延長の内容

| 実施区域 | 実施時期及び時間 | 実施方法 | 実施者 |
|------------------------------|--|---|--------------------------------|
| 幌別－岩尾別地区(岩尾別台地上を想定) | 1月～4月頃 銃猟可能時間を日没後原則として1時間まで延長し、実施する | 銃猟による誘引狙撃 (森林内において利用者の立入を制限するよう地権者と調整し、安全を確保した上で、ハイシートを用いてバックストップが確保された場所において、餌付けにより誘引したシカを狙撃する) | 夜間銃猟に係る認定基準を満たす認定鳥獣捕獲等事業者に委託する |
| ルサー相泊地区(道道87号知床国立公園羅白線沿線を想定) | 3月～4月頃 銃猟可能時間を日没後原則として1時間まで延長し、実施する | 銃猟による誘引狙撃 (道路を通行止めにし住民等の安全を確保した上で、車両により移動し、バックストップが確保された場所において、餌付けにより誘引したシカを狙撃する) | 夜間銃猟に係る認定基準を満たす認定鳥獣捕獲等事業者に委託する |

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事前に、実施区域に係る周辺住民、道路管理者、警察等の関係者と十分に調整を行い、事故が起きないように安全対策を行う。 ・捕獲した個体は速やかに原則全頭回収し、食肉及びペットフード等の有効活用を最大限図るものとし、それ以外の個体は適切に処分する。 ・実施に当たっては、安全管理のため適切に人員を配置し、平時及び事故発生時の連携体制を構築する。 ・周辺住民及び来訪者の安全管理のため、事前周知を確実にし、実施時には立入制限を行うよう調整する。 |
|--|

(3) エゾシカ捕獲個体の放置に関する事項

① エゾシカ捕獲個体の放置をする必要性

知床岬地区は特定管理地区として、主に銃を用いた捕獲による個体数調整を10年以上にわたり実施してきた。一方で、①捕獲時期は利用者の少ない冬期～残雪期に限られており、アクセス等の制限から実際に活動可能な期間は10日程度であること、②移動手段が船舶等であることから一度に輸送できる人員に限界がある中、回収等を行う補助者を一定数確保する必要があること（令和2年5月実績では射手2名に対して補助者3名）、③回収作業に時間を要することから、作業効率の面で課題がある。

放置を行う事により、活動期間と作業人員を捕獲作業に専念させることが可能となり、作業効率の向上が見込まれる。このため、「ニホンジカ捕獲個体の放置に係るガイドライン」を参考に、近年の捕獲実績が比較的多い啓吉湾以南（図2の区域）に限り捕獲個体の放置を実施する。

② エゾシカ捕獲個体の放置の内容

| 実施区域 | 実施日時・時間 | 捕獲等の方法 | 放置数 |
|----------------------|-------------------------------|---------------------------------|----------|
| 知床岬地区の内、啓吉湾以南（図2の区域） | 2月～5月頃 銃猟においては、日出から日没までとする | 銃猟（非鉛弾を使用）及びわな猟（くくりわな及び囲いわなを想定） | 20頭（見込み） |

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項等

- ・放置したエゾシカを捕食する他の動物（ヒグマ等）を誘引することで、生態系及び地域主産業（林業及び水産業等）、人命の安全等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置を中止する。
- ・具体的な放置場所は、主要な利用導線からは100m以上離れた場所とし、周辺の自然環境及び景観に配慮して選定する。また、複数個体の放置にあたっては放置場所を分散させ、放置個体を一カ所に集積しないようにする。
- ・事前に、実施区域に係る森林管理署、港湾施設管理者等の地域関係者と十分に調整を行い、事故が起きないように周知徹底等の安全対策を行う。
- ・放置した個体については適宜、状況変化等のモニタリングを行い、その結果を専門家や地域関係者にフィードバックするとともに、以後の捕獲事業全体の計画検討等に活用を図る。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

○実施主体：環境省

・実施方法：委託

・委託の範囲：指定管理鳥獣の捕獲

・委託先：夜間銃猟による認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者

・結果の評価等

受託者が収集した情報について、専門家を含めた検討会議において評価するとともに、夜間銃猟及び捕獲個体の放置による効果等の検証を行う。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静音を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・夜間銃猟実施にあたり、チラシ等の配布や立入禁止等の看板の設置、防災無線等を適宜活用し、周辺住民や来訪者への事前周知を図る。
- ・夜間銃猟実施当日において、保安要員の配置などによる注意喚起を行い、安全管理に十分に配慮する。
- ・捕獲個体の放置にあたり、周辺住民や来訪者の利用区域を把握し、利用導線とその周辺での放置は行わない。
- ・関連機関のホームページ及び来訪者の立寄施設等に情報を掲示し、注意喚起を行う。

(2) 指定区域の静音の保持に必要な事項

- ・夜間銃猟は日没後 1 時間までとしており、深夜の発砲は行わない他、発砲回数を最小限にする等、静音の保持に配慮する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

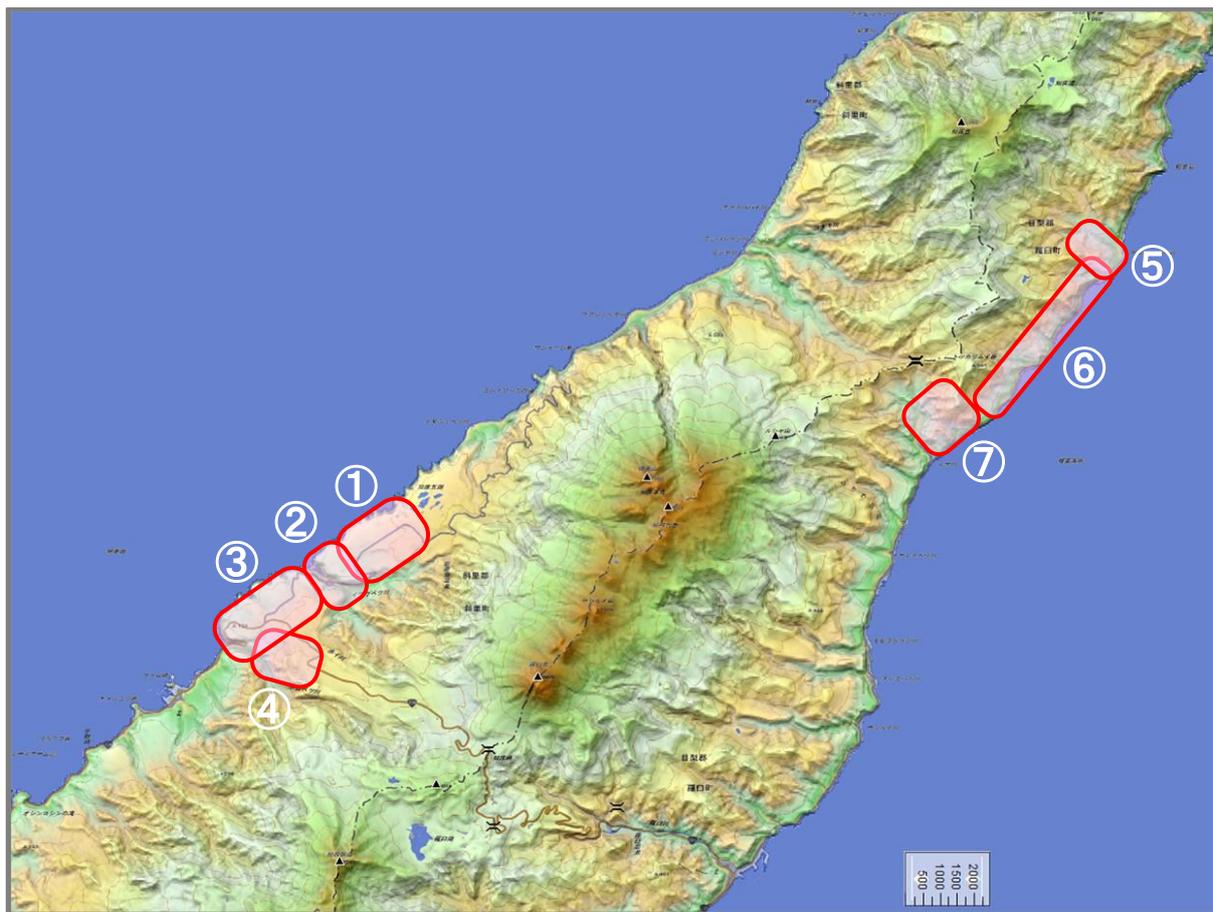
- ・捕獲実施場所における道路管理者及び警察等に対し事前に説明を行うとともに、道路占有協議や道路使用許可申請等の必要な手続きを行う。
- ・鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可申請のほか、国有林への入林届など、法令による規制がある区域では必要な手続きを事前に行う。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・捕獲された個体は、食肉やペットフード等できる限り有効活用に努め、困難な場合は、適正に処理する。

(3) 地域社会への配慮

- ・関係機関とは事前に必要に応じ事業の実施日や場所を調整するなど配慮するとともに、事業実施の事前周知及び実施当日の注意喚起など、事故防止対策を徹底する。



| 地区 | 実施地区 | 使用する猟法 |
|--------|----------------------|---------------|
| 幌別-岩尾別 | ①岩尾別ゲート～知床五湖 | 銃猟及びわな猟 |
| | ②岩尾別橋～岩尾別川河口及び岩尾別台地上 | 銃猟(夜間含む) |
| | ③幌別 | わな猟 |
| | ④しれとこ 100 平米運動地 | 銃猟 |
| ルサ-相泊 | ⑤崩浜南部 | 銃猟及びわな猟 |
| | ⑥道道 87 号起点～7km ポスト周辺 | 銃猟(夜間含む)及びわな猟 |
| | ⑦ルサ川河口周辺 | わな猟 |
| 知床岬 | 知床岬先端部 | 銃猟及びわな猟 |

図 1. 知床半島実施地区位置図

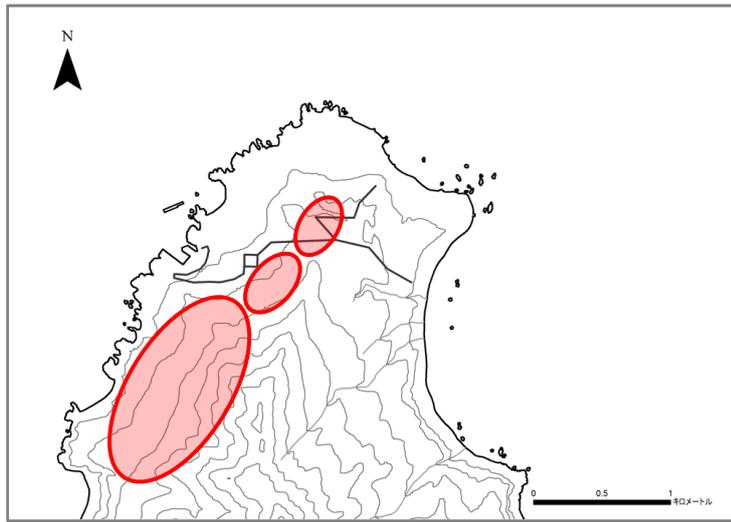


図 2. 捕獲個体の放置 実施想定区域 (知床岬地区)

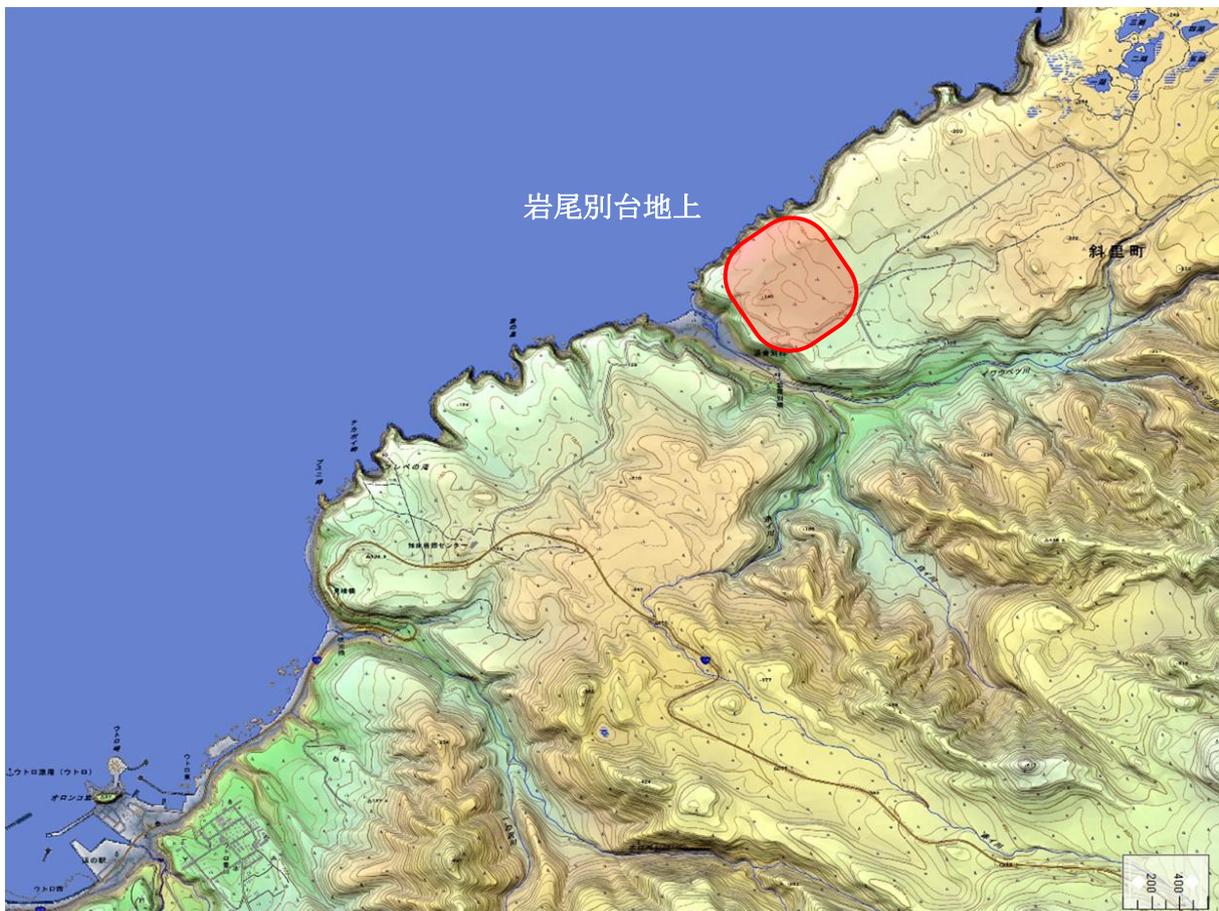


図 3. 夜間銃猟 実施区域①(幌別—岩尾別地区)

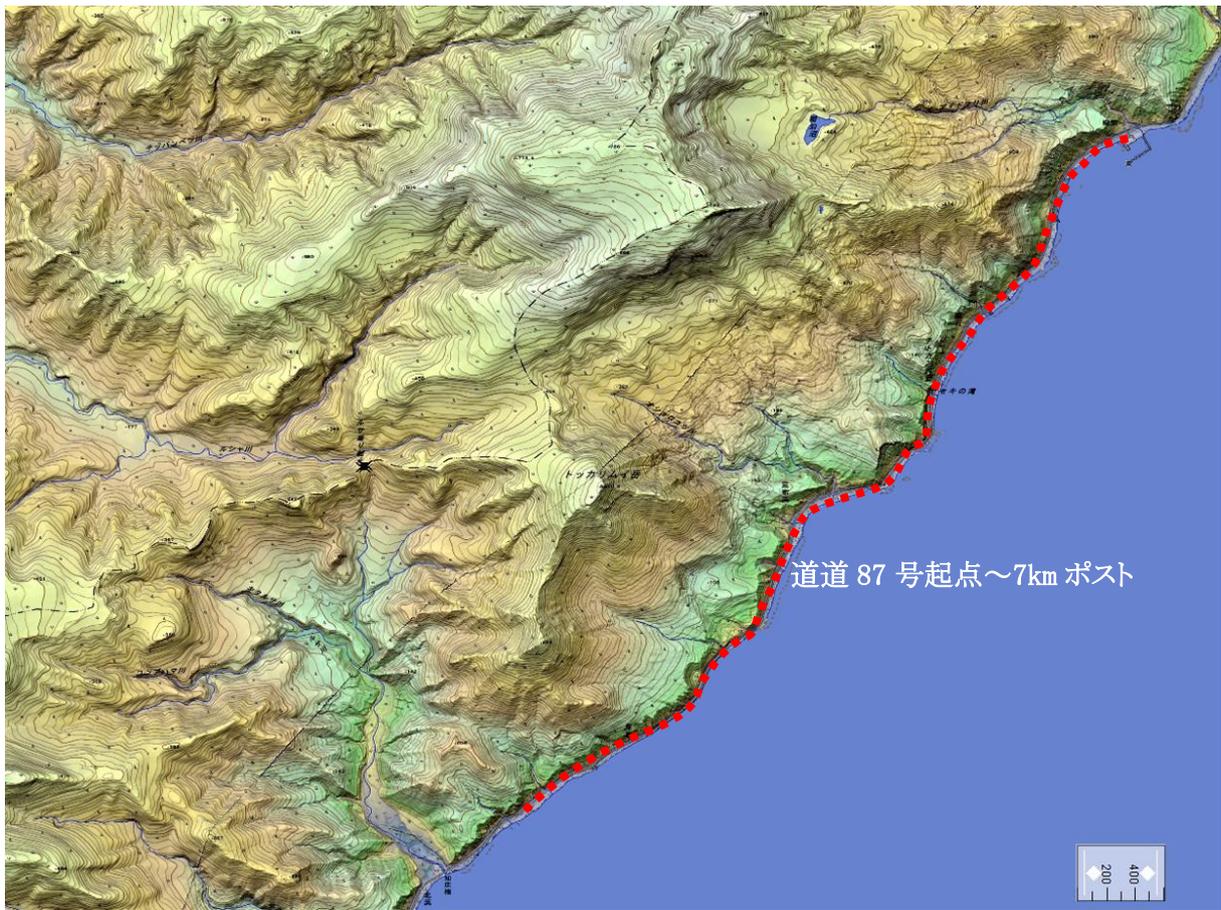


図 4. 夜間銃猟 実施区域②(ルサー相泊地区)

2020(R2)シカ年度 エゾシカ捕獲事業計画(隣接地域) (確定版)

第3期知床半島エゾシカ管理計画の管理目標：エゾシカの採食圧を軽減することにより、生物多様性を保全するとともに、地域住民とエゾシカの軋轢緩和を図る。

1) 経緯と方針

<経緯>

- ・北海道森林管理局では、2010 (H22) 年度から春苺古丹地区で捕獲事業を開始。2013 (H25) 年度から遺産地域に隣接する宇登呂地区での捕獲事業を開始。2014 (H26) 年度から遠音別地区、真鯉地区において捕獲事業を開始。
- ・わなによる捕獲は、囲いわな、箱わなに加え、2018 (H30) 年度からくくりわなによる捕獲を実施。
- ・囲いわなでの捕獲数が年々減少しており、理由としては警戒心の増加、局所的な生息数の減少が原因として考えられる
- ・地形条件等により囲いわな設置が難しい箇所においては、銃を用いた捕獲を H26 年度から実施。なお、捕獲可能な場所が限られることもあり、捕獲頭数は年々減少している。

<方針>

- ・希少猛禽類が高密度に生息していることから、捕獲方法はわなによる捕獲を主体とする。
- ・銃猟禁止区域であるウトロ東からオシンコシンにかけて、及び春苺古丹については、2019 (R1) 年度で捕獲効率の高かったくくりわなによる捕獲を主体とする。
- ・囲いわなについては捕獲頭数が減少しているため、春苺古丹1以外を休止する。
- ・箱わなは春苺古丹のみで実施する。
- ・銃を用いた捕獲は捕獲頭数の減少のため、今年度については実施しない。
- ・捕獲目標頭数は前年度及び前々年度実績を勘案して作成。

2) 捕獲事業内容

<全体>目標 95 頭

- ・既存囲いわな (12 月上旬～12 月下旬)
- ・既存箱わな (12 月上旬～12 月下旬)
- ・くくりわな (1 月上旬～2 月下旬)

2-1) 宇登呂地区 捕獲目標頭数：35 頭

- ・くくりわな (ウトロ東、弁財崎)

2-2) 遠音別地区 捕獲目標頭数：30 頭

- ・くくりわな (オシンコシン 2 囲いわな周辺)

2-3) 春苺古丹地区 捕獲目標頭数：30 頭

- ・既存囲いわな 1 箇所 (春苺古丹 1 囲いわな)
- ・既存箱わな 3 基 (春苺古丹 2 箱わな)
- ・くくりわな (春苺古丹川周辺)

